第

2705

뭉

REÂDAS

U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2005年)平成17年 1月 21日 金曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 **FPシミコレーション** 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 特殊関係使用人に対する給与

A:役員に対する報酬と同様、過大と認められる部分の金額は損金に算入されません。

【解説】

法人税では、役員と特殊関係にある使用人に対して支給する給与のうち、不相当に高額な部分の金額については、損金に算入しないとされています。

①特殊関係使用人

役員と特殊関係にある使用人とは、次の者を いいます。

- (イ)役員の親族
- (口)役員と事実上婚姻関係と同様の関係に ある者
- (ハ)(イ)及び(口)以外の者で役員から生計 の支援を受けているもの
- (二)(口)及び(ハ)の者と生計を一にするこれらの者の親族

②不相当に高額な部分の金額

不相当に高額な部分の金額とは、その使用人に対して支給した給与の額が、その使用人の職務の内容、その会社の収益、及び他の使用人に対する給与の支給の状況、その会社と同種同規模会社の使用人に対する給与の支給状況等に照らして相当であると認められる金額を超える部分の金額をいいます。

役員の親族に給与を支給する場合には、その 額をよく検討して決定しなければなりません。







